



NEWS LETTER

Legal professional corporation

February
2026

Vol. 146

CONTENTS

企業法務コラム

知らないと損する..

契約書の正しい読み方



オンライン相談 顧問チャット

従業員の副業を認める場合の注意点

弁護士のすゝめ

子供と遊ぶことは大人にとっての学びでもある

CHECK

知らないと損する.. 契約書の正しい読み方

法律の書き方には、ルールがあります。

契約書も、このルールを意識して書かれています。だからこそ、**法律や契約書を正確に読み取るには、書き方のルールを知っておく必要があるのです。**

例えば「〇〇等」という表現があります。**「〇〇等」と書かれているとき、その言葉の意味がどこかで定義されているのが普通です。**もし「〇〇など」と書かれていたら、通常、**定義はされておらず、日常用語と同じように「〇〇などのもの」と幅をもって読む表現となります。**

例えば、会社法には「金銭等」という用語が出てきます。私たち弁護士は「金銭等」を見ると、「これはどこで定義されているのだろう？」と定義条文を探します。すると会社法151条に「金銭等（金銭その他の財産をいう。以下同じ。）」とあり、「金銭等」=「金銭その他の財産」と意味が定められていることが分かります。

では「金銭その他の財産」とは何でしょうか。実は「その他の」も、**法律や契約書では意図して使われる言い回しです。「Aその他のB」と書いてあるときは、要するにBを指している、AはBに含まれるものの一例として挙げられている、という意味になります。**つまり「金銭その他の財産」は「財産」を意味し、その一例として金銭が挙げられている、ということです。「金銭等」には、**お金だけでなく、車、時計、土地といった財産も含まれるのです。**

法律や契約書は、日常用語とは違って、ルールに従って読む必要があるという点で外国語のようなものです。日常的な読み方だけでは、思わぬ落とし穴があるかもしれません。正確に契約書を理解するために、お気軽に弁護士にご相談ください。



企業法務部
杉原 悠介
Sugihara Yusuke

日常的な読み方だけでは、**思わぬ落とし穴。**

- 法律や契約書は、日常用語とは違ったルールで書かれている。
- 正確に理解するには、書き方のルールを知っておく必要がある。

オンライン相談

顧問チャット



Q

昨今、タイミー等で副業をする社員が増えてきているようですが、当社も同様です。副業を禁止してはいたませんが、副業の規程を定めたほうがいいと考えております。法的な観点から規程作成にあたっての注意点を教えてください。

A

従業員の副業を認める場合の注意点

労働時間の管理を徹底することが重要です。

なぜなら、労働基準法により、労働者が企業に雇用される形での副業を行った場合、その労働時間は「通算」しなければならないとされているためです。

すなわち、自社における労働時間のみならず、副業での労働時間を労働者に正確に申告させ、合計時間が法定労働時間を超える場合には、それぞれの使用者が36協定を届け出るとともに、割増賃金の支払義務を負うためです。

他の事業場での労働時間について労働者からの申告がなかった場合には労働時間の通算は不要と解されていますが、適切な労務管理のため労働者が自己申告しやすい規程にすることが重要です。

01



アカウントの作成

左のQRコードからご自身のアカウントを作成してください。

02



グレイス事務局へ連絡

【登録メールアドレス】【チャットワークID】をグレイス事務局へご連絡ください。

弁護士法人グレイスでは、Chatwork®を導入し、顧問先の皆様と繋がっています。チャットなので時間を気にすることなく、いつでも相談事項を送信することができます。チャットルームには企業法務を担当する弁護士が入室しており、質問にお答えしています。

今月の
弁護士の
すゝめ



企業法務部
戸田 晃輔
Toda Kosuke



なお、神戸市には149,992m(はじこの数556本)の雲梯があります。現時点では、子供は8本までですが、いつか親子で制覇したいと思います。

もちろん、ただ見ていることもできませんが、一緒に運動をすることにより子供との関係も良好になり、運動不足の解消にもなり一石二鳥です。

また、土日は一緒に運動をしています。今は運動としてなわとびと雲梯(うんてい)を一緒にしています。

例えば、都道府県の名前や位置、国の国旗や場所のパズルを解くと、私自身も知らなかった各国の国旗や場所を発見することもあります。

私自身、今5歳になる子供(男の子)がいます。やんちゃや盛り年の年齢で様々なものに興味があります。その子供を通して、日々の忙しさに追われて、見過ごしている事柄や学びを発見することが多くあります。

子供との遊びを勧めたいと思います。

子供と遊ぶことは
大人にとつての
学びでもある

役員任期満了お知らせサービス

無償

当事務所が貴社の役員の方々の任期を管理し、任期満了前に事前にお知らせするサービスです。



- ✓ 役員任期満了時期が把握できていない
- ✓ 役員の再任登記を怠ったことがある
(注: 100万円以下の罰金になることがあります)

- ※1 登記手続は含まれません。ただし有償でお引き受けすることはできます。
- ※2 当サービスをご利用いただく場合は、貴社の定款をご提供していただきます。

NEW

企業法務部専用ダイヤル
法律相談のご予約はこちら!



0120 - 77 - 9014

※これまでのフリーダイヤル0120-100-129にも繋がります。

受付時間: 平日 9:00~17:30

※緊急案件については土日でも
ご対応できる場合があります